

平成 29 年第 2 回
紀南環境広域施設組合議会定例会会議録（第 1 号）
平成 29 年 8 月 9 日（水曜日）

○議事日程（第 1 号）

平成 29 年 8 月 9 日（水曜日）午後 1 時 08 分 開会

- 第 1 議席の指定について
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 議長の選挙について
- 第 5 2 定議案第 1 号 紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 6 2 定議案第 2 号 土地の取得について
- 第 7 2 定議案第 3 号 平成 28 年度紀南環境後記施設組合一般会計歳入歳出決算について
- 第 8 2 定議案第 4 号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第 9 2 定議案第 5 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 9 まで

○議員定数 26 名

○欠員 0 名

○出席議員の氏名（25 名）

議席番号	氏名
1 番	安達 克典 君
2 番	橘 智史 君
3 番	小川 浩樹 君
4 番	松上 京子 君
5 番	尾花 功 君
6 番	中本 賢治 君
7 番	高田 盛行 君
8 番	久保 浩二 君
9 番	松畑 玄 君
10 番	辻本 宏 君
11 番	北谷 清治 君
12 番	竹本 栄次 君
13 番	溝口 耕太郎 君

14 番	辻 成紀 君
15 番	山本 明生 君
17 番	岡本 克敏 君
18 番	大竹 繁和 君
19 番	荒尾 典男 君
20 番	中岩 和子 君
21 番	山本 真一郎 君
22 番	山下 雅久 君
23 番	大屋 一成 君
24 番	淡佐口 幸男 君
25 番	長脊 守 君
26 番	結城 力 君

○欠席議員（1 名）

16 番 畑山 豊 君

○説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名
管 理 者	真砂 充敏 君
副 管 理 者	田岡 実千年 君
副 管 理 者	井 潤 誠 君

副 管 理 者	岩 田 勉 君
副 管 理 者	西 前 啓 市 君
副 管 理 者	田 嶋 勝 正 君
み な べ 町 副 町 長	吉 本 正 二 君
上 富 田 町 副 町 長	山 本 敏 章 君
那 智 勝 浦 町 副 町 長	植 地 篤 延 君
太 地 町 総 括 課 長	漁 野 洋 伸 君
監 査 委 員	山 本 紳 次 君
会 計 管 理 者	福 田 文 君
事 務 局 長	小 郷 彰 豊 君
事 務 局 次 長	中 芝 哲 也 君
計 画 推 進 係 長	廣 田 剛 君
総 務 管 理 係 企 画 員	狼 谷 慎 一 君
計 画 推 進 係 主 査	谷 本 俊 英 君
田 辺 市 市 民 環 境 部 長	松 場 聡 君
新 宮 市 生 活 環 境 課 長	岩 崎 誠 剛 君
み な べ 町 生 活 環 境 課 長	西 口 文 治 君
白 浜 町 生 活 環 境 課 長	玉 置 孔 一 君
上 富 田 町 住 民 生 活 課 長	原 宗 男 君
す さ み 町 環 境 保 健 課 長	坂 本 久 司 君
那 智 勝 浦 町 住 民 課 長	田 中 逸 雄 君
太 地 町 住 民 福 祉 課 長	森 尾 伸 君
古 座 川 町 税 務 住 民 課 長	出 合 和 宏 君
串 本 町 住 民 課 長	西 山 清 志 君

○書記出席者

書 記 田 上 文 啓 君

午後 1時08分 開 会

○事務局長（小郷彰豊君）

皆さん、こんにちは。

本日でございますが、先の田辺市議会議員の改選等に伴い、ただいま本組合議会の議長が不在となっております。

このため、本日は議長が選出されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、議長の職務を副議長により、行っていただくこととなります。

それでは、辻本副議長、恐れ入りますが、議

長席にお着き願います。

○副議長（辻本宏君）

皆さん、お暑い中御苦勞さまです。

副議長の辻本宏でございます。

ただいまの説明のとおり、現在、議長不在のため、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきまますので、どうか円滑な議事運営をよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの出席議員は25名であります。

地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから本日招集の平成29年第2回紀南環境広域施設組合議会定例会を開会いたします。

なお、16番 畑山豊君、から欠席の届け出がありましたので、御報告いたします。

○副議長（辻本宏君）

それでは、日程に先立ち、管理者から本定例会の招集挨拶のため、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

定例会開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成29年第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私にわたり、御多忙な中、御参集いただき、まことにありがとうございます。

さて、本組合は「財団法人紀南環境整備公社」が取り組んでいました広域廃棄物最終処分場整備事業を継承するため、平成25年8月にみなべ町以南10の市と町で構成する一部事務組合として設立し、現在は処分場建設に要する事業用地の取得を進めるなど、その整備工程は終盤に差しかかっています。

そうした折、私ごとで大変僭越ではございますが、去る4月の田辺市長選挙により、引き続

き、市政を預からせていただくことになりました。

そのため、本組合同規約に従い、再び、本組合執行機関の管理者という立場に就かせていただくことになりましたが、申すまでもなく、当紀南地方にとって本事業の成し得る意味は重大なことから、改めて、その職責の重さに、身の引き締まる思いでございます。

この上は、早期なる本事業の具現化に向け、管理者の私はもとより、副管理者一同、より一層尽力してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましては、今後とも更なる御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、結びとなりましたが、本日は議会構成に係る選任はじめ、議案としましては、条例に関するもの1件のほか、土地の取得について及び平成28年度決算並びにその他2件の計5件でございます。

どうかよろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。招集の御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（辻本宏君）

それでは、お手元に配付の日程により、本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。私の方からは、日程第4「議長の選挙について」までの議事を運営いたします。よろしくお願いいたします。

以後の日程につきましては、議長が運営されますので、御了承願います。

なお、議事の進行上、このたび新たに選出されました議員各位には仮議席を指定しておりますが、その仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

それでは、前回2月の定例会以降、田辺市、串本町において、新たに選出されました議員の皆様方について、事務局より御紹介いたさせま

す。

事務局長、小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

それでは命によりまして、私の方から新たに各市町の議会から選出され、本組合議会議員になられました皆様方を仮議席順に御紹介申し上げます。

まことに恐れ入りますが、議員の皆様方には、その都度、自席にて自己紹介のほどよろしくお願いいたします。

まず、田辺市議会の安達克典議員です。

○安達克典議員

安達です。

よろしくお願いいたします。

○事務局長（小郷彰豊君）

田辺市議会の橘智史議員です。

○橘智史議員

橘です。

よろしくお願いいたします。

○事務局長（小郷彰豊君）

田辺市議会議長の小川浩樹議員です。

○小川浩樹議員

小川です。

よろしくお願いいたします。

○事務局長（小郷彰豊君）

田辺市議会の松上京子議員です。

○松上京子議員

松上です。

よろしくお願いいたします。

○事務局長（小郷彰豊君）

田辺市議会の尾花功議員です。

○尾花功議員

尾花です。
よろしく申し上げます。

○事務局長（小郷彰豊君）

田辺市議会の中本賢治議員です。

○中本賢治議員

中本です。
よろしく申し上げます。

○事務局長（小郷彰豊君）

田辺市議会の高田盛行議員です。

○高田盛行議員

高田盛行です。
よろしく申し上げます。

○事務局長（小郷彰豊君）

田辺市議会の久保浩二議員です。

○久保浩二議員

久保です。
よろしく申し上げます。

○事務局長（小郷彰豊君）

串本町議会の長脊守議員です。

○長脊守議員

長脊です。
よろしく申し上げます。

○事務局長（小郷彰豊君）

串本町議会の結城力議員です。

○結城力議員

結城です。
よろしく申し上げます。

○事務局長（小郷彰豊君）

以上のとおり、田辺市議会からは8名、串本町議会から2名の計10名であります。

ありがとうございました。

日程第1 議席の指定について

○副議長（辻本宏君）

それでは、日程に入ります。
日程第1 議席の指定を行います。
今回、新たに選出されました議員の議席を本組合議会会議規則第4条第2項の規定により、指定いたします。

議員の指名と議席番号を朗読いたさせます。
事務局長、小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。
それでは命によりまして、新しく選出されました10名の議員の議席を朗読いたします。

1番 田辺市 安達克典君、2番 田辺市 橘智史君、3番 田辺市 小川浩樹君、4番 田辺市 松上京子君、5番 田辺市 尾花功君、6番 田辺市 中本賢治君、7番 田辺市 高田盛行君、8番 田辺市 久保浩二君、25番 串本町 長脊守君、26番 串本町 結城力君、以上でございます。

○副議長（辻本宏君）

ただいま朗読のとおり、議席を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○副議長（辻本宏君）

続いて、日程第2 会議録署名議員の指名を

行います。

本組合議会会議規則第 104 条の規定により、本定例会の会議録署名人として、13 番 溝口耕太郎君、22 番 山下雅久君、以上、2 人の諸君を、また、会議録署名議員の予備議員として、14 番 辻成紀君、24 番 淡佐口幸男君、以上、2 人の諸君を指名いたします。

日程第 3 会期の決定について

○副議長（辻本宏君）

次に、日程第 3 会期の決定についてを上程いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日間といたします。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（辻本宏君）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

日程第 4 議長の選挙について

○副議長（辻本宏君）

続いて、日程第 4 議長の選挙を行います。

本組合議会の議長は、従前、田辺市議会選出の議員が就任されておりましたが、会議冒頭にも説明がありましたように、今般、田辺市議会議員の改選等に伴い、現在議長が不在となっております。

そこでお諮りいたします。

議長の選挙の方法につきましては、従前のおお、地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づき、指名推薦により、行ないたいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（辻本宏君）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決しました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、従前のおお、副議長において指名することにしたいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（辻本宏君）

異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。

それでは、指名いたします。

従前の議長は、田辺市議会の議長の職にある方をお願いしておりましたので、今回もその例により、本組合議会の議長には、田辺市議会議長の小川浩樹君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、副議長において指名いたしました小川浩樹君を本組合議会の議長の当選人と定めることに、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（辻本宏君）

異議なしと認めます。

よって、小川浩樹君が本組合議会の議長に当選されました。

ただいま、当選されました小川浩樹君に通告いたします。

あなたは、選挙の結果、議長に当選されたので、本組合議会会議規則第 33 条第 2 項の規定により本席から告知いたします。

この場合、当選人から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

3 番 小川浩樹君。

○議長（小川浩樹君）

ただいま皆様に御選任をいただき、当組合の議長として、組合議会の運営に携わらせていただくことになりました小川でございます。

もとより、力も経験もございませんけれども、皆様の御指導を得ながら、運営を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（辻本宏君）

それでは、議長が決まりましたので、議長席を交代させていただきます。

議長は、議長席にお着き願います。

皆さん、御協力ありがとうございました。

（議長席交代）

○議長（小川浩樹君）

それでは、先ほど副議長より日程第4「議長の選挙について」以降の日程については、議長が選出されてから運営されたいとのことでありました。

そうしたことで、特に日程の変更等もありませんので、お手元に配付の日程に従い、会議を進めます。

日程第5 2定議案第1号 紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（小川浩樹君）

日程第5 2定議案第1号 紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

2定議案第1号 紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川浩樹君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

2定議案第1号についての補足説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いします。

紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

本件につきましては、人事院規則の一部を改正する規則が公布・施行されたことに伴い、育児休業を再取得することができる場合等の要件に関する規定の整備を図るため、改正するものであります。

具体的に申しますと、次の2ページに列記のとおり、育児休業の再取得等ができる特別の事情として、これまで運用で認めていた待機児童の規定を明文化するもので、現在の本組合における当該条例第4条、第5条、第11条の各条文中に「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」という文言を、加えるものであります。

以上でございます。

御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川浩樹君）

説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（小川浩樹君）

質疑なしと認めます。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（小川浩樹君）

討論なしと認めます。
それでは、お諮りいたします。
2定議案第1号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（小川浩樹君）

異議なしと認めます。
よって、2定議案第1号は、可決いたしました。

日程第6 2定議案第2号 土地の取得について

○議長（小川浩樹君）

続いて、日程第6 2定議案第2号 土地の取得についてを上程いたします。
提出者の説明を求めます。
管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

2定議案第2号 土地の取得については、紀南環境広域施設組合議会の議決に付さなければならない契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いす

るものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川浩樹君）

続いて、補足説明を求めます。
事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。
議案書の3ページでございます。
2定議案第2号 土地の取得についてでございますが、この議案は、現在本組合が計画している田辺市稲成町字別庄ほか稲成地内に位置する広域廃棄物最終処分場を建設するための土地を取得することについて、紀南環境広域施設組合議会の議決に付さなければならない契約及び財産の取得、又は処分に関する条例に従い、議会の議決を求めるものであります。

まずそこで、その本組合条例から御説明申し上げますと、同条例、第3条の規定におきまして、議会の議決に付さなければならない財産の取得、又は処分につきましては、予定価格2,000万円以上の不動産、もしくは動産の買入れや売り払いとなつてございまして、土地につきましては、1件5,000平方メートル以上（いわゆる、0.5ha以上）のものに限つてございまして、

そうしたことから、このたび本組合による財産の取得、すなわち、処分場建設のための田辺市稲成地内に位置する土地の取得にあつては、その予定価格はもとより、土地の大きさにつきましても、優に議会の議決を要する規模であるため、議決を求めるものであります。

次に、そうしたことを踏まえ、今日までの土地の取得に関する結果を復習しますと、取得する土地の大きさ、すなわち、事業用地としての計画面積は全体で約14万7,900平方メートル、いわゆる、約15haでありまして、その面積に

おける買収に係る地権者の方は全部で1法人と54人の方々がいらっしゃいました。

そうしたなか、本組合では一昨年の5月から、一斉に各々との用地交渉を開始し、昨年末までの間、うち1法人と44人方、面積に換算しますと全体約15haのうち、約12ha分にあたる(地権者数及び面積にして、ともに約8割方との交渉)を終えることができました。

そして、その方々の分につきましては、一昨年末、さらに昨年末までの間に、交渉を終えた順に、一定、まとめて、昨年から本年2月の定例会と複数回ではございますが、冒頭、御説明申し上げました組合条例第3条の規定に従い、その都度、議会の議決を受けながら、処分場建設のための事業用地として、一部ずつとはいえ、確実に取得してまいったところで、今日までに事業用地にしてあと約3haほど、地権者数にしてあと10人を残すのみ、すなわち、あといずれも約2割を残すまでとなってございました。

以上、そうした今日までの結果のもと、本日にここに上程しました2定議案第2号 土地の取得についてでございますが、これは残る10人方と、引き続き、これまで交渉に取り組んでまいった結果、今般交渉を終えた、うち9人の方分、その方々が保有する土地について、組合条例第3条の規定に従い、議決をお願いするものであります。

土地の場所や面積などに関しましては、ただいまお開きの3ページの1～4として列記のとおりで、また、その場所に係る筆ごとの詳細は次の4ページのとおりでありまして、よろしくお願い申し上げます。

なお、この議決を賜りますと、残るはあとお一方となります。

本処分場建設にあたっては、地元町内会様との建設同意は当然ながら、それにも、基本的にはまず事業用地全体約15ha全てを取得することが前提でございます。

そのため、あとお一方につきましても、本日も同様、議会に上程してまいるため、できるだけ

早期に交渉を終えれますよう、鋭意交渉中でございますので、ご理解のほど併せてよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(小川浩樹君)

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川浩樹君)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川浩樹君)

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

2定議案第2号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川浩樹君)

異議なしと認めます。

よって、2定議案第2号は、可決いたしました。

日程第7 2定議案第3号 平成28年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について

○議長(小川浩樹君)

続いて、日程第7 2定議案第3号 平成28年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

2定議案第3号 平成28年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、組合議会の認定をお願いするものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川浩樹君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

2定議案第3号につきまして、補足説明をさせていただきます。

5ページからでございます。

2定議案第3号、平成28年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算についてでございます。

恐れ入りますが、次の6ページをごらんください。

平成28年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算書でございます。

詳細につきましては、8ページ以降の事項別明細書で御説明いたしますので、ここでは合計のみの説明とさせていただきます。

では、まずその6ページ歳入における合計でございますが、予算現額が1億4,568万3千円、調定額と収入済額がともに1億4,079万3,416円、不納欠損額、収入未済額ともに0円、したがって、予算現額と収入済額との比較はマイナス488万9,584円となっております。

続いて、7ページをごらんください。

歳入に対する歳出でございます。

歳出合計につきましては、予算現額1億4,568万3千円、支出済額1億4,079万3,416

円、翌年度繰越額0円、したがって、不用額及び予算現額と支出済額との比較はともに488万9,584円でございます。

なお、本組合の決算につきましては、出納閉鎖期間中に精算をおこない、構成市町である10市町と県には差額を返還しているため、繰越額はございません。

よって、表の欄外に明記のとおり、歳入歳出差引残額は0円となっております。

続きまして、8ページをごらんください。

歳入歳出決算事項別明細書に基づきまして、決算内容を御説明させていただきます。

始めに歳入でございます。

1款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 負担金の、1節 総務費負担金でございますが、予算現額2,407万7千円に対し、調定額及び収入済額はともに2,170万295円であります。

内訳としましては、構成市町からの総務費に係る負担金収入でございます。

また、その下の2節 衛生費負担金でございますが、予算現額1億1,716万7千円に対し、調定額及び収入済額がともに1億1,481万5,010円で、内訳は、次の9ページにかけて記すとおり、構成市町からの衛生費に係る負担金収入でございます。

そして、その9ページの2款 県支出金、1項 県補助金、1目 衛生費県補助金の1節 清掃費補助金でございますが、予算現額203万7千円に対し、調定額及び収入済額がともに197万4千円で、これは、県の廃棄物処理施設整備等事業費補助金でございます。

続きまして、10ページをお願いします。

3款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 利子及び配当金の1節 利子及び配当金でございますが、予算現額36万2千円に対し、調定額及び収入済額は、ともに31万7,242円です。

これは二つの基金運用に伴う利子収入で、内訳としましては、施設整備事業基金における利

子が9万918円、廃棄物最終処分場運営適正化基金における利子が22万6,324円であります。

また、その10ページの下から11ページにかけての、4款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 廃棄物最終処分場運営適正化基金繰入金の1節 廃棄物最終処分場運営適正化基金繰入金でございますが、予算現額203万9千円に対し、調定額及び収入済額がともに197万4千円であります。

これは、平成28年度の用地補償費など処分場整備事業に要する経費の一部として充当するため、廃棄物最終処分場運営適正化基金から繰り入れたものでございます。

更に、その11ページから、次の12ページにかけての、5款 諸収入、1項 雑入、1目 雑入でございますが、12ページをおめくりいただくと、1節 雑入の予算現額1千円に対し、調定額及び収入済額はともに1万2,869円であります。

その内訳としましては、臨時職員の雇用保険料自己負担分7,555円、車両保険解約返戻金1,066円、西牟婁郡公平委員会廃止に伴う精算金4,248円であります。

したがって、歳入合計につきましては、その12ページの一番下段に記すとおり、予算現額が1億4,568万3千円で、調定額、収入済額がともに1億4,079万3,416円、不納欠損額、収入未済額も、ともに0円となっております。

続きまして、13ページ歳出でございます。

主なものについて、御説明させていただきます。

まず、1款 議会費でございますが、予算現額61万3千円に対し、支出済額が36万1,532円となっており、不用額は25万1,468円でございます。

主な内容といたしましては、組合議員の皆様方への報酬や定例会へのご案内ほか各種通知に要する通信費でございます。

続きまして、14ページをごらんください。

2款 総務費でございますが、予算現額

2,264万5千円に対し、支出済額が2,149万1,632円となっており、不用額は115万3,368円であります。

主な内容でございますが、1項 総務管理費、1目 一般管理費、2節 給料 支出済額893万5,200円、これは組合職員2人分の給料でありまして、ただいまお開きの14ページから、次の15ページにかけての3節 職員手当等 支出済額467万78円も同じく、その組合職員2人分の職員手当等でございます。

次に15ページの4節 共済費 支出済額299万2,082円につきましても、同じくその組合職員2人分の和歌山県市町村職員共済組合負担金等でございます。

更に、7節 賃金 支出済額189万285円、これは組合の臨時職員1人分の賃金でございます。

そして、一番下の14節 使用料及び賃借料でございますが、支出済額200万2,329円につきましては、複写機及び電話機や事務所の借料等でございます。

続きまして、16ページの3款 衛生費でございます。

予算現額1億2,142万5千円に対し、支出済額が1億1,894万252円となっており、不用額は248万4,748円でございます。

主な内容でございますが、1項 清掃費、1目 広域最終処分場整備事業費 2節 給料 支出済額2,238万8,664円、これは組合職員5人分の給料で、このページから、次の17ページにかけての3節 職員手当等 支出済額1,292万9,967円と、並びに4節 共済費 支出済額713万7,541円につきましても、同じく5人分の職員手当等や和歌山県市町村職員共済組合負担金等でございます。

次に、その下の13節に飛びまして、委託料でございますが、これは最終処分場への住民理解を深めるための取り組みについて、処分場計画地の田辺市稲成町住民で組織する「稲成町まちづくり委員会」に委託している費用であります。

支出済額 5 万 2,488 円につきましては、委員会における最終処分場に係る会議や資料作成などに要した費用でございます。

なお、不要額が 114 万 7,512 円となっておりますが、この主な要因としましては、予定していた先進地視察が中止になったことによるものであります。

次に、17 節 公有財産購入費 支出済額 4,586 万 5,595 円につきましては、広域廃棄物最終処分場建設における事業用地の一部について、土地の取得に要した経費でございます。

この経費を要して取得した土地につきましては、昨年度中に用地交渉が調った 4 人の方からの土地の取得でございまして、その面積にあつては、このあと 20 ページの財産に関する調書の中でも出てまいります、1 万 5,083.75 平方メートルであります。

続いて、22 節 補償補填及び賠償金 支出済額 2,990 万 9,300 円とは、前述土地の取得に伴い、生じた樹木補償等に要した経費でございます。

そして、25 節の積立金 支出済額 31 万 7,242 円とは、運用する二つの基金において、一方の施設整備事業基金では、利子分 9 万 918 円を、もう一方の廃棄物最終処分場運営適正化基金では、利子分 22 万 6,324 円をそれぞれの基金に積み立てた経費でございます。

続きまして、18 ページをお願いします。

4 款 予備費であります、充当はございませんでしたので、予算現額 100 万円に対し、支出済額が 0 円、よって不要額は 100 万円でございます。

したがって、歳出合計につきましては、一番下段に記す予算現額の計 1 億 4,568 万 3 千円に対し、支出済額が 1 億 4,079 万 3,416 円で、翌年度繰越額 0 円、不用額 488 万 9,584 円となっているものでございます。

続きまして 19 ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございます。

1 歳入総額、2 歳出総額ともに 1 億

4,079 万 3 千円のため、3 歳入歳出差引額は 0 円、4 翌年度へ繰り越すべき財源、5 実質収支額、6 実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額も 0 円でございます。

最後に次の 20 ページ、財産に関する調書でございます。

1 の公有財産につきましては、処分場建設に要する事業用地などがございますが、土地の決算年度末現在高としては、11 万 8,145.46 平方メートルであります。

なお、建物の保有はありません。

次に、2 の物品につきましては普通乗用車 1 台、軽四輪乗用車 1 台の計 2 台を保有しておりますが、3 の債権はございません。

最後に 4 の基金につきましては、施設整備事業基金の決算年度末現在高が 5,691 万 5 千円、廃棄物最終処分場運営適正化基金の決算年度末現在高が 1 億 738 万 9 千円の合計 1 億 6,430 万 4 千円でございます。

以上で、2 定議案第 3 号 平成 28 年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についての説明とさせていただきます。

御審議のうえ、認定のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川浩樹君）

説明が終了いたしました。

引き続き、監査委員の意見を求めます。

監査委員 山本紳次君。

○監査委員（山本紳次君）

私の方から、監査報告をさせていただきます。

審査は、去る 7 月 21 日、みなべ町の北谷監査委員と一緒に、組合事務所において、歳入歳出の決算書及び関係書類を慎重に審査し、必要に応じて、事務局の説明を聴視しました。

その結果、決算計数は会計管理者保管の諸帳簿と符合し、計数は正確でございました。

なお、予算の執行状況につきましても、適正

なものと認めました。

以上、監査報告とさせていただきます。

○議長（小川浩樹君）

それでは、事務局の説明並びに監査委員の意見の報告は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川浩樹君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川浩樹君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

2定議案第3号 平成28年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川浩樹君）

異議なしと認めます。

よって、2定議案第3号は、原案のとおり認定されました。

日程第8 2定議案第4号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（小川浩樹君）

続いて、日程第8 2定議案第4号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更

についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

2定議案第4号につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、和歌山県市町村総合事務組合では、県内4つの一部事務組合と事務の共同処理をするため、当総合事務組合の規約を変更するにあたって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いただきますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川浩樹君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

2定議案第4号につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書は、21ページから22ページにかけてでございます。

まず、議案書の説明の前に和歌山県市町村総合事務組合についての御説明を申し上げます。

当総合事務組合とは、常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務、それに地方公務員災害補償法の規定に基づく議会の議員、その他非常勤職員に係る公務上の災害、又は通勤による災害に対する補償に関する事務などを共同処理するため、現在県内の市町村や一部事務組合及び広域連合といった計75の地方公共団体をもって組織する和歌山県に所在する一部事務組合でございます。

そうしたなか、本組合におきましても、議員の皆様はじめ、監査委員や会計管理者の方の公務災害補償の事務について、共同処理するにあ

たつて、地方自治法に従い、当総合事務組合加盟の県内地方公共団体の各議会より議決を受け、4年前設立時の平成25年8月から加盟させていただき、今日に至っているところであります。

そうしたことで、本議案における具体的な内容でございますが、このたび紀の川市に所在する「紀の海広域施設組合」から、和歌山県市町村総合事務組合に対し、常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務について、共同処理したいとの旨を、また、有田川町に所在する「有田聖苑事務組合」、それに湯浅町に所在する「有田郡老人福祉施設事務組合」及び「有田衛生施設事務組合」からは、議会の議員、その他非常勤職員に係る公務上の災害、又は通勤による災害に対する補償に関する事務について、共同処理したいとの旨、申出があったとのことでございます。

このため、和歌山県市町村総合事務組合では、来る平成30年4月1日から、各々の申し出に基づく事務について、共同処理を行うため、現行の規約を一部改正することになります。

改正の条文としましては、現行の和歌山県市町村総合事務組合規約の別表第2第3条第1項第1号及び第2号に、それぞれの組合を加える必要から、地方自治法に従い、本組合含む、当総合事務組合加盟の県内における地方公共団体の各議会に議決を求めるものであり、本日上程させていただきました次第です。

以上、2定議案第4号の補足説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（小川浩樹君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川浩樹君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川浩樹君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

2定議案第4号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川浩樹君）

異議なしと認めます。

よって、2定議案第4号は、可決いたしました。

**日程第9 2定議案第5号 監査委員の選任
につき同意を求めることについて**

○議長（小川浩樹君）

続いて、日程第9 2定議案第5号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを上程いたします。

この場合、山本監査委員の退席を求めます。

（監査委員 山本紳次君 退席）

○議長（小川浩樹君）

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

ただいま、上程されました議案は、識見を有する者のうちから選任いたしております監査委員 山本紳次氏の任期が平成29年11月5日をもって満了いたしますので、引き続き、同委員として選任いたしたく、地方自治法第292条において準用する同法第196条第1項の規定に基づき、同意をお願いするものであります。

住所、氏名、生年月日でありますが、田辺市文里一丁目4番12号、山本紳次、昭和35年3月17日生まれ、57歳でございます。

以上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川浩樹君）

提出者の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川浩樹君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川浩樹君）

異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定いたしました。

それでは、お諮りいたします。

2定議案第5号は、これを同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川浩樹君）

異議なしと認めます。

よって、2定議案第5号は、これを同意することに決しました。

（監査委員 山本紳次君 着席）

○議長（小川浩樹君）

山本紳次君にお知らせいたします。

あなたを監査委員に選任することに同意いたしました。

この場合、山本紳次君から挨拶のため、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

監査委員 山本紳次君。

○監査委員（山本紳次君）

改めまして、山本紳次でございます。

選任にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、真砂管理者さんから選任のもと、議会の同意を賜り、引き続き、監査委員ということで、大役を仰せつかりました。

この上は、また新たな気持ちで、その職務に尽力してまいりたいと考えておりますので、今後とも皆様方の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

閉 議

○議長（小川浩樹君）

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、すべて議了いたしました。

他に、発言その他ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川浩樹君）

それでは、これをもって、平成29年第2回紀南環境広域施設組合議会定例会を閉会いたします。

皆様、どうも御苦労さまでした。

午後 1時50分 閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

平成 29 年 8 月 9 日

紀南環境広域施設組合

議 長 小 川 浩 樹

副議長 辻 本 宏

議 員 溝 口 耕太郎

議 員 山 下 雅 久